



相浦未来まちパートナーズ
AINOURA MIRAI-MACHI PARTNERS

みんなでそだてる、未来を感じるまち。

相浦未来まちパートナーズ

AINOURA



つなぐ

Connection

人と人 地域と大学 民間と行政 新しい連携のカタチ

つくる

innovation

地域固有の資源を活用し、新たな価値を創造するまち

みらい

action

みんなの想いや願いをデザインして
次世代へ紡ぐ持続可能なまちづく



相浦未来まちパートナーズ 設立総会

日時： 令和4年7月5日（火）18時より

場所： 長崎県立大学佐世保校 管理棟2階 学生ラウンジ

18:00 オープニング

18:03 相浦未来まちパートナーズについて

18:23 ゲストご挨拶

・田中 英隆（佐世保市役所副市長）

・橋本優花里（長崎県立大学副学長）

18:33 ゲストご紹介

18:36 資料説明

18:46 ロゴデザイン（コンセプト）紹介

18:56 エンディング

18:59 記念撮影



位置図



管理棟

《資料構成》

●設立趣意書	3 p
●役員名簿	4 p
●定款	5 p
●令和4年度事業計画に関する事項	11 p
●入会申込書	12 p

《相浦未来まちパートナーズ 設立趣意書》

近年、急速な少子高齢化の進展により、高度成長から低成長へと社会のあり方が大きく変化してきました。また、新型コロナショック、地球規模での気候変動等、私たちを取り巻く環境はより複雑化する中で、佐世保市においても人口減少をはじめ、造船や観光、農林水産分野等、地域経済の低迷が続いておりみんなが住み、働き続けることができる持続可能なまちづくりが求められています。

そのためには、地域住民が自ら考え、行動し、行政とも協働しながら、民間の資金やノウハウを活かしたまちづくりを実行する組織が必要です。

相浦地域は長い歴史と文化を有する港町として発展し、現在では総合グラウンド・長崎県立大学・長崎短大等がある文教地区となっています。また、西九州自動車の IC や道の駅、水産市場、工業団地、港湾等が所在する交通・物流の要衝でもあります。今後は、西九州道の 4 車線化が図られ、さらに交通結節点の役割が増大し、広域圏の活性化に寄与することが期待されます。

一方で、当地域の商業の中心であった相浦商店街は衰退し、総合グラウンドも老朽化が激しく、その前面には利活用が進まない広大な農地が存在する等、地域課題も顕在化し、将来の持続可能性が問われているところです。

そこで、私たちは相浦地域の資源、可能性を再確認し、未来志向の新たなまちづくりを提起することで、佐世保市のみならず、県北地域や西九州全域の活性化に貢献するプロジェクトを公民連携で進めることを目的とし、まちづくり団体「相浦未来まちパートナーズ」を設立いたします。

本団体は、相浦地域の活性化を通じたみんなが豊かさを感じるまちづくりを目指して、

- (1) 相浦地域の将来構想の策定、ガイドラインの具体化を図ること
- (2) まちづくりに関する調査分析・企画調整・情報発信を行うこと
- (3) まちづくりに関する財源の確保、担い手の育成を行うこと

を中心とした取組みを推進しつつ、必要に応じて法人化も目指してまいります。

私たちは、相浦地域がみんなのまちとして愛され続けていくことを、このまちに関わるすべての皆さんと一緒に未来へ紡いでいく決意です。

令和 4 年 7 月 5 日

相浦未来まちパートナーズ
発起人代表 浦 芳郎

《役員名簿》

- ・代表理事 浦 芳郎
相浦土地改良区活性化推進委員会 事務総括
- ・理 事 橋本優花里 長崎県立大学 副学長
- ・理 事 車 相龍 長崎県立大学 地域創造学部公共政策学科 教授
- ・理 事 南 新太郎 薬味 代表・デザイナー
- ・理 事 石田 聖 長崎県立大学 地域創造学部公共政策学科 准教授
- ・理 事 重村 友介 株式会社 ACS 代表取締役
- ・理 事 内橋 亮太 学校法人ブリッジ学園 相浦幼稚園 園長

- ・監 事 安永 正平 相浦青年会 会長
- ・監 事 川口 直人 相浦商工振興会青年部

- ・顧 問 金子 卓也 佐世保商工会議所 会頭
- ・顧 問 浦 久男 相浦土地改良区 理事長
- ・顧 問 山口 久雄 相浦地区自治協議会 会長

- ・事務局 田山 藤丸 相浦青年会 事務局長
相浦商工振興会 相談役
相浦土地改良区活性化推進委員会 相談役



《会員》

■正会員（個人）

- ・浦 芳郎 ・橋本優花里 ・車 相龍 ・南 新太郎
- ・石田 聖 ・重村 友介 ・内橋 亮太 ・田山 藤丸

■正会員（企業）

■特別会員

■学生会員

《相浦未来まちパートナーズ 定款》

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は、相浦未来まちパートナーズと称する。

(主たる事務所)

第2条 本団体は、主たる事務所を佐世保市大湊町 148-1 に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 本団体は、相浦地域の資源、可能性を再確認し、未来志向の新たなまちづくりを提起することで、佐世保市のみならず、県北地域や西九州全域の活性化に貢献するプロジェクトを公民連携で進めることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 相浦地域の将来構想の策定、ガイドラインの具体化を図ること
- (2) まちづくりに関する調査分析・企画調整・情報発信を行うこと
- (3) まちづくりに関する財源の確保、担い手の育成を行うこと
- (4) 前各号に附帯又は関連する事業

第3章 会員

(種別)

第4条 本団体の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

会員となるには、本団体所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。また、種別は次の4種と定める。

(1) 正会員（個人）

本団体の目的に賛同して入会した個人。

(2) 正会員（企業）

本団体の目的に賛同して入会した企業・団体。

(3) 特別会員

本団体の活動を公的、専門的立場から推進する者であって、代表理事が必要と認め、指名した機関または団体。

(4) 学生会員

本団体の事業のために活動を遂行する学生。

(会費)

第5条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 連続して3年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第7条 会員はいつでも退会することができる。

ただし、1か月以上前に本団体に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) 本団体の名誉を傷つけ、または目的に反する行為を行ったとき。

(抛出金品の不返還)

第9条 既納の会費、及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 総会

(種別)

第10条 本団体の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

(招集)

第12条 総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 全会員の議決権10分の1以上の議決権を有する会員は会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。

(権限)

第13条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金その他新たな義務の負担、及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(議長)

第14条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 総会の決議は、全会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 決議は、全会員の半数以上であって、全会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第17条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第18条 本団体に、次の役員を置く。

(1) 理事 2名以上10名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第19条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の中から選任する。

ただし、必要があるときは会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。

3 理事、監事はいずれも再任を妨げない。

4 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところによりその職務を執行する。

2 代表理事は、当団体を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本団体の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事の解任の決議は、全会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本団体から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。

第6章 理事会

(種別及び開催)

第25条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎月1回の定例開催とする。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 監事から招集の請求があったとき

(構成)

第26条 本団体に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(招集)

第27条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の1週間前までに通知を発しなければならない。
- 4 代表理事は、理事から理事会の目的である事項を記載した文書をもって理事会の招集の請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を開催しなければならない。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本団体の事業執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) その他総会の決議を要しない事業執行に関する事項

(議長)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第31条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会への報告の省略)

第32条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局

(事務局)

第34条 本団体に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局長及び重要な使用人は、理事会の決議を経て代表理事が任免し、その他の

職員は代表理事が任免する。

第 8 章 顧問及び相談役

(顧問・相談役)

第 3 5 条 本団体に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- (1) 顧問は、理事会の推薦により総会の議決で指名した者とし、会務の重要事項について、代表理事の諮問に応じ又は意見を提出する。
- (2) 相談役は、会員の中から理事会が推薦し、委嘱した者とし、会務について、理事会の諮問に応じ又は意見を提出する。
- (3) 顧問及び相談役の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 9 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 3 6 条 本団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 3 7 条 本団体の資産は、代表理事が管理し、その管理の方法は、理事会の決議を経て、理事会で別に定める。

(経費の支弁)

第 3 8 条 本団体の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 3 9 条 本団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 4 0 条 本団体の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 4 1 条 本団体の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定次総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類につ

いては承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第42条 本団体は、事業の遂行上必要があるときは、総会の決議を経て、特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(剰余金の処分)

第43条 本団体は、剰余金の分配を行うことはできない。

(長期借入金)

第44条 本団体が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上の決議を経なければならない。

第10章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 本団体は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 本団体が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て佐世保市に贈与するものとする。

第11章 補則

(実施細則)

第48条 この定款の実施に関する必要な事項は、総会の決議を経て、理事会で別に定める。

(最初の事業年度)

第49条 本団体の最初の事業年度は、本団体設立の日から令和5年3月31日までとする。

(附則)

- 1 本団体の最初の代表理事は浦芳郎とする。
- 2 本団体の会費は、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員（個人）年額金1口につき10,000円
 - (2) 正会員（企業）年額金1口につき30,000円
 - (3) 特別会員 会費なし
 - (4) 学生会員 年額金1口につき1,000円
- 3 会員に特別の事情が生じたときは理事会の議決によってその期間中の会費の減免又はその他の措置をすることができる。

令和4年7月5日

設立時代表理事 浦 芳郎

《令和4年度事業計画に関する事項》

1. 令和4年度活動方針

ここに「相浦未来まちパートナーズ」が誕生しました。

私たちは相浦地区の地域性、独自性を探求し、将来のまちの姿を描き出します。それはまさに「未来を感じるまち」。まずは志を同じくし、協働する仲間を募集していきます。さらに、地域、大学、短大、学生、民間企業、行政の有機的連携を推進することで、まちづくりの「プラットフォーム」を目指します。

また、様々な住民・世代・主体を巻き込むために「相浦未来まちパートナーズ」の認知度向上を図るため、キックオフイベントやパイロット事業を企画します。情報発信の手段として、公式サイト・公式 SNS も立ち上げる予定です。

そして、私たちが掲げる「未来を感じるまち」の真ん中には子どもたちがいます。例えば、「水産業」や「農業」、「スポーツ」などのキーワードにおいても、共通のテーマは「人づくり」。これからの時代を生き抜き、社会に能動的に係わっていくプロジェクトリーダーを発掘・育成していきます。幼稚園・保育園から大学までの「遊び」と「学び」のコンソーシアム、その先に持続可能で、誰もがワクワクするまちの将来像「相浦ビジョン」が見えてくるはずです。

主人公は、まちのみんな。あなたも相浦未来まちパートナーズに参加しませんか。

2. 令和4年度活動計画

(1) キックオフイベント、パイロット事業を企画します。

＊地域活性化、離島振興などをテーマにトークイベントやワークショップを開催し、みんなでまちの未来を考える空間をつくります。

＊鵬祭や愛宕まつりといった地域行事に参画または新たなお祭りをおこし、オリジナル商品の開発や店舗開設、各種 DIY などに取り組みます。

その際には、学生のチャレンジも教育機関と連携して後押ししていきます。

(2) 相浦ビジョン策定プロジェクトを進めます。

＊相浦のこれからの課題として、地域のコンセプトを明確化し、まちづくりの方向性を定め、幅広い主体と共有していく必要があります。

＊例えば、総合グラウンドのリニューアルや水産市場の活性化についても単なる施設更新ではなく、まちづくりの視点で構想を提案していきます。

(3) パートナーズを増やし、認知度向上に取り組めます。

＊公式サイト・公式 SNS・公式ロゴなどを通じて情報を発信していきます。

＊様々な主体と連携し、まちづくりを協働できる輪を拡げます。

地域振興へ将来構想



佐世保市相浦地区の活性化を目指す「相浦未来まちパートナーズ」の設立総会
＝県立大佐世保校

「相浦未来まちパートナーズ」設立

佐世保市相浦地区の地域活性化を図るため、地元有志らは5日、まちづくり団体「相浦未来まちパートナーズ」を設立した。同地区の中心部にある広大な農地や、老朽化した市総合グラウンドの活用も視野に入れ、本年度は地域の将来構想「相浦ビジョン」の策定を進める。キーワードに「農水産業」や「スポーツ」の振興などを掲げ、行政にも実現に向け協力を求める。

農地約40％は地権者で、え、地元有志らは19年かつくる相浦土地改良区が管理。国、県、市の支援を受け、1996年度までに約20億円を投じて優良農地を整備したが、農家の高齢化などで活用が進まず、大半が牧草地となっている。

2004年には大型商業施設を誘致する計画が浮上。だが、賛否を巡る論争の末、06年に市は商業利用を認めないと表明した。こうした現状を踏ま

この日は、同市の県立大佐世保校で設立総会を開催。改良区で事務総括を務める浦芳郎さん(42)が代表理事、同大の車相龍教授ら5人が理事に就任した。田中英隆副市

大学と連携、農地活用も

長ら地元関係者約40人が出席した。

本年度の活動計画では、将来構想の策定のほか、地域の未来を考えるトークイベントなどを企画する方針。ホームページを立ち上げ、個人や企業・団体、学生の会員を募り、活動の輪を広げる。地元でシンボリックな存在となっている愛宕山をモチーフにしたロゴマークもお披露目した。

浦代表理事は「相浦に未来を感じ、人が集い、挑戦する舞台をつくりたい。この地域が育つことで、県北や西九州の発展に寄与したい」と協力を呼びかけた。(田下寛明)



相浦未来まちパートナーズのロゴマーク(提供)

相浦の未来描く 住民団体を設立

佐世保市

佐世保市相浦地区の将来

構想を模索する団体「相浦未来まちパートナーズ」の設立総会が5日、同市川下町の県立大であった＝写真。

同地区では大型商業施設の誘致計画が頓挫した広大な農地が未活用のまま残るほか、市総合グラウンドの老朽化が進む。総会には地域住民ら約40人が出席。地



権者の浦芳郎代表理事が「相浦の未来を模索するプラットフォーム」として」とあいさつした。

団体は相浦土地改良区の委員や県立大教授ら7人で発足。将来構想の策定のほか、地域活性化へ向けたトークイベントやまちおこし、大学生と連携した調査分析などに取り組む方針。

(岩佐遼介)

相浦未来まちパートナーズ 入 会 申 込 書

私は、相浦未来まちパートナーズの目的に賛同し、入会を申し込みます。

申 込 日	(西暦) 年 月 日 (曜日)		
氏 名 (個人・企業名)	(ふりがな)	性 別	
生 年 月 日	(西暦) 年 月 日 生	年 齢	歳
現 住 所	〒 -		
電 話 番 号	- -		
携帯電話番号	- -		
Eメールアドレス	@		
勤 務 先 名	(ふりがな)		
備 考 欄			

※以下の会員種別の中から、入会を希望する種別を○印で囲ってください。

正 会 員 (個 人)	年額金 1 口につき 10,000 円 (口)
正 会 員 (企 業)	年額金 1 口につき 30,000 円 (口)
特 別 会 員	会費なし
学 生 会 員	年額金 1 口につき 1,000 円 (口)

(注:本団体の会計年度は当年4月1日から翌年の3月31日までとします)

※年会費は下記の本団体指定銀行口座にお振込みをお願いいたします。

十八親和銀行 相浦支店 普通預金 口座番号 3 1 4 0 4 5 1

口 座 名 アイノウラミライマチパートナーズ